平成24年度「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ゼロ・エネルギー 化推進事業)」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者(執行団体) の公募について

平成24年3月19日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省住宅局

次のとおり、平成24年度「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ゼロ・エネルギー化推進事業)」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者(執行団体)を実施する者の公募について公示します。

- ※この公募は、平成24年度予算によるものであり、平成24年度予算成立等が事業実施の条件となります。
- ※本公募は、事業者への補助金を交付する補助事業者(執行団体)を公募するものです。

### 1. 事業概要

(1) 事業名

平成24年度「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ゼロ・エネルギー化推進事業)」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業

(2) 事業目的

本事業は、平成24年度「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ゼロ・エネルギー化推進事業)」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者(執行団体)に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

現在、わが国のエネルギー消費量の約3割を占める民生部門(家庭、業務)のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示しており、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっており、本事業では、住宅・建築物におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、<u>以下の2つの事業の執行を行う。</u>

- ①<u>住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業(ゼロ・エネルギー化推進事</u>業)(担当:経済産業省)
  - ・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業(①-1)

建築物の省エネ化を推進するため、ZEB(※)の実現に資するような省エネルギー性能の高い建物(新築・既築)に対し、高性能設備機器等の導入費用を補助する

・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(①-2)

住宅の省エネ化を推進するため、ZEH(※)の普及促進を図り、高性能設備機器と制御機構等の組合せによる住宅のゼロエネ化に資する住宅システムの導入を支援する。

※ZEB/ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス)

:年間の1次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなる建築物/住宅

②住宅のゼロ・エネルギー化推進事業(担当:国土交通省)

住宅の省エネ化をさらに推進するため、ゼロ・エネルギー住宅の普及促進を図り、 中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みを支援する。

(4) 事業期間

平成24年4月上旬 ~ 平成25年3月31日(予定)

## 2. 補助対象事業者の要件

- (1) ①及び②の両事業を同一の事務局(コンソーシアムも可)で執行できること。
- (2) ①-2、及び②の執行に際しては、間接補助事業者に対する申請窓口の一体化や、補助事業の採択等に係る審査委員会等を一体で行う等、両事業を一体として効率的に執行できること。
- (3) 当該補助事業の実施に関する計画が、適切なものであること。
- (4) 住宅及び建築物の省エネルギーに関する技術に精通しており、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (5) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について 十分な管理能力を有していること。
- (6) 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (7) 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
- (8) 当該補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底すること。

#### 3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課 担当:大野・栗田

電話:03-3501-9726

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 担当:田中・米田

電話: 03-5253-8111 (内線39-421)

(2) 説明書の交付方法

上記担当部局のいずれかにて紙媒体をもって手交、もしくは下記URLの本事業の告知ページよりダウンロードすること。

http://www.enecho.meti.go.jp/info/tender/index.htm (資源エネルギー庁) http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_tk4\_000020.h tml (国土交通省)

- (3) 申込書の提出期限、場所及び方法
  - ①期限 平成24年4月9日18時00分まで
  - ②場所 上記担当部局のいずれか
  - ③方法 上記担当部局のいずれかへ、持参又は郵送で10部提出のこと。(正2部、副8部)

# 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。